

河内町告示第55号

令和2年第4回（12月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月13日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 令和2年11月26日

2. 場 所 河内町議会議場

令和2年第4回（12月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	11月26日	木	午前10時	本 会 議	開会 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号 質疑・討論・採決 議案第1号～議案第4号及び 議案第7号～議案第11号 議案説明 議案第5号、議案第6号及び 議案第12号 議案説明・質疑・討論・採決 散会
2	11月27日	金		休 会	議案調査
3	11月28日	土		休 会	議案調査
4	11月29日	日		休 会	議案調査
5	11月30日	月		休 会	議案調査
6	12月1日	火		休 会	議案調査
7	12月2日	水		休 会	議案調査
8	12月3日	木	午前10時	本 会 議	開議 一般質問 議案第1号～議案第4号及び 議案第7号～議案第11号 質疑・討論・採決 閉会

令和2年第4回
河内町議会定例会会議録 第1号

令和2年11月26日 午前10時28分開会

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
副町	長	藤井	俊一君
総務課長兼秘書広聴課長		諏訪	洋一君
企画財政課長		北澤	雅志君
経済課長		坂本	紀幸君
上下水道課長		香取	秀一君
教育長		大野	繁君
教育委員会事務局長		寺崎	光則君
町民課長		石山	茂樹君
税務課長		伊藤	英樹君
子育て支援課長		足立	誠君
福祉課長		吉田	茂久君
出納室長		石山	由美子君
都市整備課長		仲代	直人君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 会議録署名議員

- 2番 佐川洋司君
3番 高橋利彰君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年11月26日（木曜日）

午前10時28分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度河内町一般会計補正予算(第6号))
日程4. 議案第1号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について
議案第2号 河内町公有財産審議会条例の制定について
議案第3号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収
条例の一部を改正する条例
議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第7号)
議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程5. 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
日程6. 議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程7. 議案第12号 サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係る物品購入契約
について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 報告第1号

- 日程 4. 議案第 1 号
議案第 2 号
議案第 3 号
議案第 4 号
議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第 10 号
議案第 11 号
- 日程 5. 議案第 5 号
- 日程 6. 議案第 6 号
- 日程 7. 議案第 12 号

午前 10 時 28 分開会

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 4 回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 12 名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（服部 隆君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） それでは、

2 番 佐 川 洋 司 君

3 番 高 橋 利 彰 君

両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長（服部 隆君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日 11 月 26 日から 12 月 3 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日 11 月 26 日から 12 月 3 日までの 8 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、

本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、令和元年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書が提出されております。お手元に配付してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

○議長（服部 隆君） 日程3から日程7の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さん、おはようございます。令和2年第4回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶申し上げます。

12月18日をもちまして、大野教育長が教育長の職を退くこととなります。大野教育長は平成24年に教育長に就任されて以来、小中学校の統廃合によるかわち学園の開校や、郷土愛を育むためのカリキュラムの実践と学習教材かわち学の編集、英語教育のための中学生のハワイへの派遣など、学校教育の振興を通じて河内町の発展のため尽力され、その重責を果たしてこられました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

大野教育長には、その職を退いた後も、長年の豊富な経験による教育上の御指導をいただくことはもとより、よりよいまちづくりのための御助言をいただきますようお願いを申し上げます。

今年に入りまして、特に先週から新型コロナウイルス感染者数が急増しています。18日には全国で初めて2,000人を超える感染者が確認され、茨城県でも土浦市役所内でクラスターが発生するなど、各地で連日のように感染者の最多数を更新しております。

全国的に感染拡大に歯止めがかからない状況の中、空気が乾燥する時節を迎えまして、医療現場、医療体制なども含め、感染者数がこれからどうなっていくのか大変心配するところでございます。これから日を追うごとに朝晩冷え込んでまいります。議員の皆さんにおかれましては体調管理に十分留意をされまして、町の発展のため、御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次御説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河内町一般会計補正予算（第6号））について、御説明申し上げます。

本件は、令和2年度河内町一般会計補正予算（第6号）でありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月26日付で専決処分したので、報告し承認を求めらるるものであります。

議案第1号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町公有財産審議会条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、公有財産（地方自治法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、土地及び建物に限る。）の公正かつ適切な取得、管理及び処分について、町長の諮問に応じて客観的かつ専門的な意見を聴取することを目的とした審議会を設置するものであります。

議案第3号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、廃校になった小中学校の体育施設を社会体育施設として設置するに当たり、本条例を制定するものであります。

議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、令和2年の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に伴い、特別職の給与を改定するものであります。

議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、令和2年の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、関係する3条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、テニスコートの改修工事が終了したことに伴い使用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に7,284万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億2,001万4,000円とするものであります。

議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1億1,567万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,049万4,000円とするものであります。

議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,837万円とするものであります。

議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1,101万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,793万4,000円とするものであります。

議案第12号 サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係る物品購入契約について、御説明申し上げます。

本件は、令和2年11月9日に指名競争入札に付した件について、物品購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告1件、議案12件について、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長（服部 隆君） 日程3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河内町一般会計補正予算（第6号））の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度河内町一般会計補正予算（第6号）でありまして、9月補正後の予算額に187万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億4,717万2,000円としたものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては5ページを御覧ください。繰越金は本補正予算の財源調整のため187万円を増額計上したものでございます。

歳出につきましては、6ページを御覧ください。教育費の公民館費に、改善センター多目的ホール照明更新工事費187万円を増額計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程4、議案第1号から議案第4号及び議案第7号から議案第11号までを一括して議題といたします。

議案第1号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第1号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について御説明いたします。

本件は、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

主な内容は、町村議会議員選挙及び長の選挙における選挙公営の拡大であり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象とされるものであります。

本条例は公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町公有財産審議会条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第2号 河内町公有財産審議会条例の制定に係る概要について御説明申し上げます。

本件は、公有財産（地方自治法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、土地及び建物に限る。）の公正かつ適切な取得、管理及び処分について、町長の諮問に応じて客観的かつ専門的な意見を聴取することを目的とした審議会を設置するに当たり、同法第138条の4第3項の規定に基づき、河内町公有財産審議会条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、当審議会の設置に当たり、河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例につきましても一部改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 議案第3号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例について、概要を御説明申し上げます。

本件は、学校統合に伴い廃校になった小中学校の体育施設につきまして、現在暫定的に町民の皆様に開放しているところですが、今後、社会体育施設として活用を図るため、本条例を制定するものであります。

本条例の施行日は令和3年4月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第4号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件等について改正するものであります。

本条例は公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 議案第7号 河内町農業者トレーニングセンター及び運動広場施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、概要を御説明いたします。

本件は、テニスコートの改修工事が終了したことに伴い、受益者負担の適正化の観点から使用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例の施行日は令和3年1月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第8号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第7号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に7,284万2,000円を追加し、予算の総額を60億2,001万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、6ページを御覧ください。

国庫支出金の衛生費国庫補助金につきましても、浄化槽設置補助金、PCR検査事業補助金として1,377万円、県支出金の衛生費県補助金につきましても浄化槽設置補助金として1,098万7,000円を増額計上いたしました。県支出金の農林水産業費補助金につきましても、メガファーム協力金、機構集積協力金として2,005万4,000円を増額。

また、7ページを御覧ください。諸収入の雑入につきましても、PCR検査自己負担分として105万円を増額計上、繰越金は本補正予算の財源調整のため539万4,000円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしまして、9ページを御覧ください。衛生費の健康づくり進捗費につきましても、PCR検査事業費等として523万9,000円を増額。

10ページを御覧ください。衛生費の環境衛生費につきましても、合併浄化槽設置整備事業費として3,142万円を増額計上いたしました。また、農林水産業費の地域農業担い手育成事業費につきましても、メガファーム協力金として1,878万4,000円を増額。

11ページを御覧ください。土木費の土木総務費につきましても、道路横断管の老朽化に伴う工事負担金等として268万3,000円を増額計上いたしました。

また、12ページ、教育費の体育施設につきましても、運動広場施設管理棟の解体工事費として533万円を増額計上するものでございます。

ページ戻りまして、3ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為につきましても、令和3年度以降に契約の履行が必要なもので、今年度中に適正な契約行為を行うため設定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第9号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算

(第2号)の概要について説明いたします。

本件は、令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)でありまして、既定の予算額に1億1,567万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,049万4,000円としたものであります。

歳入の主なものにつきまして、国庫支出金2,661万9,000円、支払基金交付金4,689万円、県支出金2,062万5,000円、繰越金2,056万9,000円を増額するものであります。

歳出の主なものにつきまして、居宅介護サービス給付費2,131万8,000円、地域密着型介護サービス費2,981万4,000円、施設介護サービス給付費3,140万円、他会計繰出金2,065万7,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長(服部 隆君) 御苦労さまでした。

次に、議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長(石山茂樹君) 議案第10号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要について御説明いたします。

本件は、令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でありまして、当初予算の額に20万円を追加し、予算の総額を1億2,837万円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、諸収入20万円を増額計上するものであります。

歳出といたしまして、償還金及び還付加算金20万円を増額計上するものであります。

以上でございます。

○議長(服部 隆君) 御苦労さまでした。

次に、議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長(香取秀一君) 議案第11号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要説明をいたします。

本件は、令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、既定の予算額に1,101万5,000円を追加し、予算の総額を3億4,793万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、繰越金581万5,000円、町債520万円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費20万4,000円、下水道建設費1,081万1,000円を増額するものであります。

第2表の地方債補正につきましては、公共下水道事業債の限度額を520万円増額するも

のであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号及び議案第7号から議案第11号までの計9件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、12月3日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（服部 隆君） 日程5、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和2年の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、特別職の給与を改定するものであります。

第1条の改正は、令和2年12月期からの期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるもので、公布の日から適用になります。

第2条の改正は、令和3年6月期及び12月期の期末手当の支給月数が改正となるもので、施行日は令和3年4月1日になります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 6、議案第 6 号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第 6 号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和 2 年の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、関係する 3 条例の一部を改正するものであります。

第 1 条の河内町職員の給与に関する条例の一部改正は、国に準じ、民間の支給状況を反映して、令和 2 年 12 月期からの期末手当の支給月数を 0.05 月分引き下げるものです。

第 2 条の河内町短時間会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正は、短時間会計年度任用職員における期末手当の支給日等を改正するものであります。

第 3 条の河内町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正は、フルタイム会計年度任用職員の給料表について、河内町職員の給与に関する条例により制定された給料表を準用する改正等であり、第 1 条から第 3 条までについては公布の日から適用となるものです。

第 4 条の河内町職員の給与に関する条例の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日施行となりますが、令和 3 年 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数が改正となるものです。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 7、議案第 12 号 サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第12号 サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係る物品購入契約についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和2年11月9日に指名競争入札に付した物品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係るパソコン購入費でございます。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は1,351万9,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税が122万9,000円、契約の相手方は株式会社ニューライフでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 サテライトオフィスによる行政機能確保事業に係る物品購入契約については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月3日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時01分散会